



サービスのご案内

■在留期間更新許可申請

～「特定活動」(46号) 転職なし～

サービスの内容

■サービスに含まれるもの

- ・ビザに関するすべてのご相談（何度でも）
- ・収集していただく必要書類リスト作成
- ・申請理由書作成
- ・その他申請に必要な書類サンプルご提供
- ・入管局出頭、交渉、申請、追加書類通知対応
- ・審査結果通知受取
- ・不許可理由ヒアリング同行（不許可時のみ）
- ・無償での再申請（再申請可能な場合のみ）
- ・結果通知書類郵送

■サービスに含まれないもの

- ・新しい在留カード受領
- ・お客様個人および企業様保有の必要書類の収集

返金保証規定

金森国際行政書士事務所では、ご依頼後5万円を着手金としてお預かりしております。申請の結果不許可となった場合、再申請可能な場合は無料にて再申請致します。再申請の結果不許可となった場合や当事務所のミスにより不許可の際に全額を返金させていただきます。

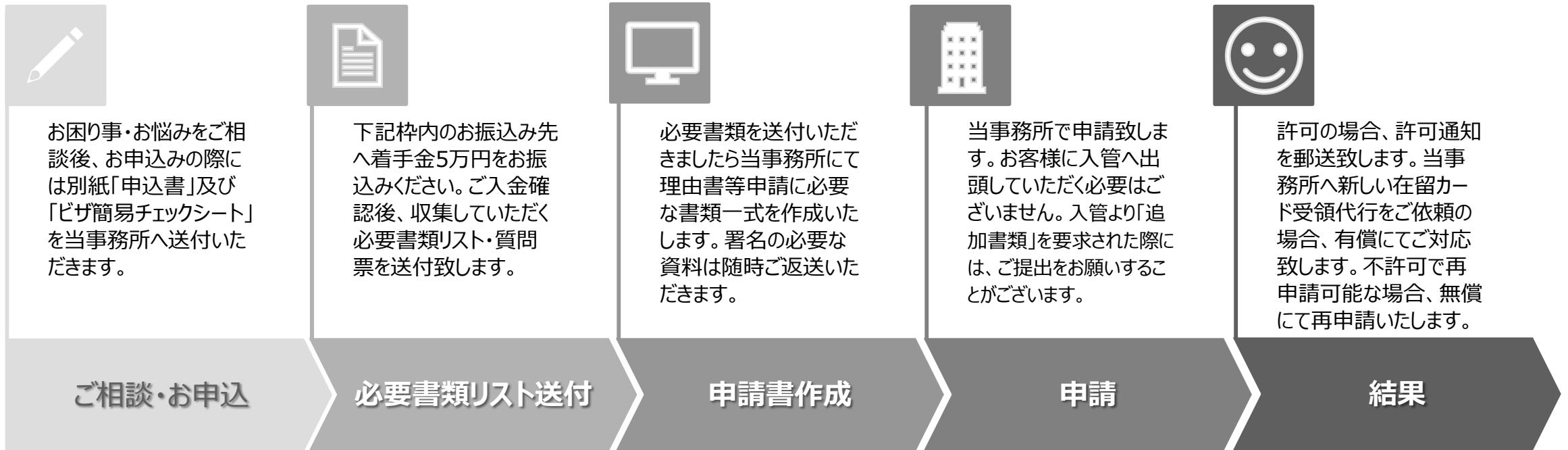
なお、受任時に許可の可能性が低いと判断したにも関わらず申請を依頼されるお客様に対しては、返金保証の対象外となる旨受任時にお伝え致しますので、ご了承願います。

■返金保証付で受任した場合でもご返金できないケース

以下のお客様の責めに帰すと認められた結果不許可となった場合には、返金を致しかねます。

1. 入国管理局および当事務所からの指示による書類提出にご協力いただけないこと
2. 税金等未払い（法人税、住民税、国民健康保険税など）が発覚した場合
3. 不利益な事実を隠していたことが判明した場合（オーバーワーク、学歴詐称など）
4. ご依頼後、結果が出るまでに犯罪行為があった場合
5. お客様都合による申請依頼の取り下げ（入社辞退・採用中止・会社設立取りやめ等含む）
6. お客様都合による再申請依頼辞退（再申請が可能な場合のみ）
7. 別紙ビザ簡易チェックシートでチェックをいただいた項目が虚偽であった場合

サービスの流れ



■お振込先銀行

三菱UFJ銀行 大倉山支店
普0580548
カナモリコクサイギヨウセイシヨシジムシヨ

※お振込み手数料はお客様負担となります。

サービスの料金（税込）

①基本料金

¥ 55,000

別途下記実費を頂戴いたします
・入管往復交通費
・レターパック等郵送費
・法務局印紙代 ¥ 600
※許可時には印紙代¥4,000が
必要です

②その他料金

当事務所へご依頼いただいた場合のみ発生します

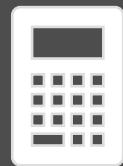
- ・和訳 : ¥ 5,500/1枚
- ・新しい在留カード受領代行 : ¥ 16,500
- ・出張費 : 別途見積
→東京都・神奈川県以外で申請をご希望の場合

③難度加算料金

許可の可能性が下がる
下記に該当する場合のみ、
それぞれ ¥ 33,000を頂戴
いたします

- ・不許可からの再申請依頼
- ・在留期限まで14日以内
- ・個人事業主様による雇用
- ・新規事業部での雇用
- ・直近赤字決算での雇用
- ・学歴ではなく職歴での申請

合計



① + ② + ③の合計

■相談実績

金森国際行政書士事務所では、外国人を雇用される企業様および日本で就労したい外国籍の方から年間1000件以上のご相談をいただいております。



■事務所マップ



■連絡先

〒231-0027

神奈川県横浜市中区扇町1-1-25 キンガビル4F

金森国際行政書士事務所 / 代表行政書士：金森 大

TEL : 045-225-8526

E-mail : kanamori1006@gmail.com

<https://visa-station.jp/shurou/>

